

「国民年金保険料の納付可能期間の延長」の対象者のサンプル調査と これに基づく対象者数の推計結果について

平成22年3月1日
年金局

1. 調査の概要

今国会に法案提出を予定している「国民年金保険料の納付可能期間の延長」を実施した場合に予想される効果を推計するための基礎データを得るため、以下の2種類のサンプルを日本年金機構のオンラインシステムから無作為抽出し、これまでの納付済期間等の長さや、過去10年間の国民年金保険料の納付実績等について、集計を行った。

- (1) 現役の加入者に関する調査： 65歳未満の被保険者又は被保険者であった方(623人)
(2) 無年金者に関する調査： 65歳以上の無年金者(614人)

(注1) 上記オンラインシステムには、合算対象期間や共済組合期間に係る情報は含まれておらず、また、期間短縮特例は調査にあたって考慮していないため、記録上は保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせて25年に満たない方でも、実際には受給資格期間を満たしているケースがある。

(注2) 上記オンラインシステムには、被保険者資格喪失後の死亡情報は収録されていないため、既に死亡された方を含んでいる可能性がある。

2. 調査の結果 (括弧内はサンプル全数に占める割合)

(1) 現役の加入者に関する調査 (サンプル数 623人)

- 過去10年以内に第一号被保険者期間を有する方： 403人(64.7%)
○ 過去3～10年以内に未納期間を有し、本制度の対象となる方： 137人(22.0%)

(内訳)

- 本制度により将来無年金とならずにすむ方： 3人(0.5%)
※ 70歳まで任意加入しても受給資格期間を満たしえない方(無年金見込み者)はサンプル中7人(1.1%)。このうち、過去3～10年以内の未納期間を納付すれば、その後の任意加入により70歳までに受給資格期間を満たしうる方が3人である。
- 本制度で年金受給を早められる方： 6人(1.0%)
※ 65歳以降任意加入しなければ受給資格期間を満たしえない方はサンプル中10人(1.6%)。上記は、このうち、過去3～10年以内の未納期間がある方。
- 本制度で年金額を増やせる方： 128人(20.5%)
※ 65歳までの間に受給資格期間を満たしうる方で、過去3～10年以内の未納期間がある方。

(2) 無年金者に関する調査 (サンプル数 614 人)

○ 本制度により即座に年金が受給できる方: 2 人 (0.3%)

※ 70 歳まで任意加入しても受給資格期間を満たしえない方のうち、過去 3~10 年以内の未納期間を納付すれば、その時点で受給資格期間を満たす方。

○ 本制度利用後、任意加入すれば年金が受給できる方: 7 人 (1.1%)

※ 70 歳まで任意加入しても受給資格期間を満たしえない方のうち、過去 3~10 年以内の未納期間を納付すれば、その後の任意加入により 70 歳までに受給資格期間を満たしうる方。

3. 調査結果を基にした対象者数の推計

母集団について、本制度の対象者等が上記サンプル調査結果と同じ割合いると仮定して、

- ・ 65 歳未満の被保険者又は被保険者であった方 7,750 万人 (※)、及び
- ・ 65 歳以上の無年金者 50 万人 (※※) に、

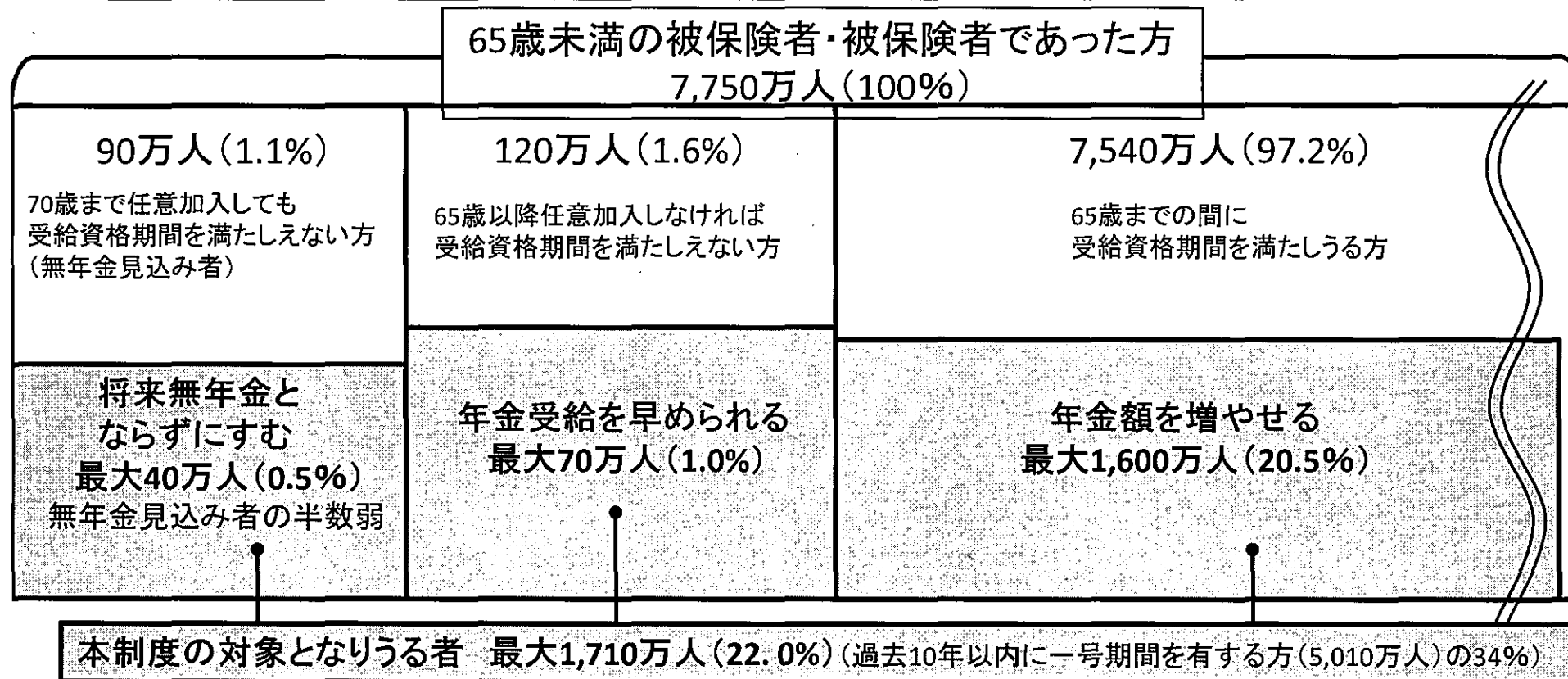
サンプル調査結果の割合を乗ずることにより、機械的に推計を行った。(別添参照)。

(注) 推計結果は、本制度を利用できる対象者であり、実際に利用すると見込まれる人数ではない。

※20~64 歳までの全人口 (平成 17 年国勢調査)

※※サンプル②は、社会保険庁が平成 19 年 12 月に公表した 60 歳以上の無年金者数 73 万人に対応した 1,628 人の年金記録 (うち、65 歳以上は 1,150 件) を基礎としているため、73 万人 × 1,150 人 / 1,628 人 ≒ 50 万人。

「納付可能期間の延長」を利用できる方と効果(サンプル調査を基礎とした粗い推計)



⇒ 類似制度(学生納付特例の追納等)と同程度の利用率(1割)とすると、実際に本制度を利用するのは、170万人程度と見込まれる。

※ 上記のほか、65歳以上の無年金者のうち、本制度により即座に年金が受給できる方が最大2,000人、本制度利用後、任意加入すれば年金が受給できる方が最大6,000人と推計される。

(推計方法及び留意点)

- 日本年金機構のオンラインシステムから無作為抽出した①65歳未満の被保険者又は被保険者であった方のサンプル(623件)及び②65歳以上の無年金者のサンプル(614件)について、過去10年以内の未納月数等を基に、本制度を利用できるか等につきサンプル調査を実施。
- 65歳未満の被保険者又は被保険者であった方7,750万人及び65歳以上の無年金者50万人について、本制度の対象となる方等が、サンプルと同程度の割合いると仮定して、機械的に推計を行ったもの。
- 簡易なサンプル調査を基礎としており、また、オンラインシステム上の記録には合算対象期間等や死亡に係る情報が含まれておらず、期間短縮特例も考慮していないことから、結果については幅を持って解釈する必要がある。

(別添)